

第3次大府市環境基本計画（見直し改定案）に対する意見の要旨と市の考え方

ページ	意見の要旨	市の考え方
11 ページ	農業を営むためにやむを得ないものとして行われる野焼きについて、例外として認められているが、近隣への影響が軽微な場合ということが条件となっている。農業に係る野焼きを減らすための方法を考えるべきだと思うが、具体的な対策を検討してほしい。	野焼きに係る周知・啓発として、ウェブサイトにて野焼きの関連情報や「よくある問い合わせ」の Q&A で掲載しています。 近隣の生活環境に与える影響が大きい場合については、市から実施者に対し直接指導・助言を行っています。指導の際には焼却現場を確認する必要がありますので、実際に燃やしているときにご連絡いただき、現場対応しています。なお、市役所閉庁時には消防署や最寄りの交番でも対応しています。
29、30 ページ	本市の温室効果ガス排出量の 71%（全国平均 35.1%）と最も割合の大きい産業部門の温室効果ガス排出量削減の支援を強化してほしい。省エネ設備等への市独自の補助制度を充実させてほしい。	現在、中小企業向けの脱炭素経営支援事業にて、セミナーの開催とワークショップを通じた専門家による伴走型支援を実施しています。本事業の中で、国や県等の補助制度の情報提供や具体的な活用方法も含めた個社支援を行っており、今後も継続的に本市の産業部門の温室効果ガス排出量削減に努めてまいります。
29、30 ページ	バイオマス発電を活用した家庭の生ごみ収集地区を拡大することが有効であると考え、生ごみ収集に係る予算を捻出し、市内全域での生ごみ回収を目標としてほしい。	家庭の生ごみ収集地区を拡大するには、収集コスト以外にも収集に携わる人員の確保も課題となっています。これらの課題を整理、検討した上で、より多くの市民が生ごみ分別収集に参加する方策を考えてまいります。